

見附市告示第74号

見附市女性相談支援員設置要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

見附市長 稲田 亮

見附市女性相談支援員設置要綱

(設置)

第1条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）

第11条第2項の規定に基づく、女性相談支援員（以下「相談員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

(職務)

第3条 相談員の職務は次のとおりとする。

- (1) 困難な問題を抱える女性の早期発見、必要な相談、調査及び指導等に関すること。
- (2) 関係機関との連携及び連絡調整に関すること。
- (3) 業務を処理するために必要な知識、技能等の修得に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(任用)

第4条 相談員は、次に該当する者の内から市長が適当と認めた者を任用する。

- (1) 職務の遂行に必要な知識及び技能を有していること。
- (2) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。

(定数)

第5条 相談員の定数は、若干名とする。

(報酬及び費用弁償)

第6条 相談員の報酬及び費用弁償については、見附市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年見附市条例第22号）の定めるところによる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。